

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(交付金額の算定対象となる事業)</p> <p>第3条 交付金額の算定対象となる事業(以下「交付金事業」という。)は、別表1に掲げる高台移転及び高層化に係る施設整備を行う事業で次の各号に掲げる要件を総合的に判断して適当と認めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」における最大津波浸水深予測より高い位置に避難場所を設け、施設の高層化を図るもの</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(交付金の限度額)</p> <p>第4条 交付金の限度額及び交付金額の算定対象となる事業費(以下「交付金事業費」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 交付金の限度額は、交付金事業費に緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債又は合併特例債を充当し算出される交付税措置のない市町村実質負担額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 交付金事業費の算出方法は、別表2に掲げるとおりとする。</p> <p>(交付金の交付期間)</p> <p>第5条 交付金を交付する期間は、交付金事業が完了した年度の翌年度とする。</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(交付金額の算定対象となる事業)</p> <p>第3条 交付金額の算定対象となる事業(以下「交付金算定事業」という。)は、別表1に掲げる高台移転及び高層化に係る施設整備を行う事業で次の各号に掲げる要件を総合的に判断して適当と認めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」(<u>平成24年12月10日高知県公表</u>)における最大津波浸水深予測より高い位置に避難場所を設け、施設の高層化を図るもの</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(交付金の限度額)</p> <p>第4条 交付金の交付限度額及び交付金の交付額の算定対象となる事業費(以下「交付金算定対象事業費」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 交付金の交付限度額は、交付金算定対象事業費に緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債又は合併特例債を充当し算出される交付税措置のない市町村実質負担額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 交付金算定対象事業費の算出方法は、別表2に掲げるとおりとする。</p> <p>(交付金の交付期間)</p> <p>第5条 交付金を交付する期間は、交付金算定事業が完了した年度の翌年度とする。</p>

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>第6条 略</p> <p>(交付金の交付の申請)</p> <p>第7条 交付金の交付を受けようとする市町村は、交付金事業を実施する前に <u>交付申請書</u>(別記第1号様式)を教育長に提出するものとする。</p> <p>第8条 略</p> <p>(交付金の交付の条件)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に交付金事業廃止(中止)承認申請書(別記第2号様式)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 交付金事業の収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。ただし、交付金事業により取得した財産があるときは、帳簿及び証拠書類の保存期間は、交付金事業の完了日の属する年度の終了後5年間又は第4号で定める期間のいずれか長い期間保存しなければならない。</p> <p>(3) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>(4) 取得財産のうち、規則第19条第1項第2号の規定により教育長が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等(この条において「取得財産等」という。)とし、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付</p>	<p>第6条 略</p> <p>(交付金の交付の申請)</p> <p>第7条 交付金の交付を受けようとする市町村は、交付金<u>算定</u>事業を実施する前に別記第1号様式<u>による交付申請書</u>を教育長に提出するものとする。</p> <p>第8条 略</p> <p>(交付金の交付の条件)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 交付金<u>算定</u>事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に交付金<u>算定</u>事業廃止(中止)承認申請書(別記第2号様式)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない<u>こと</u>。</p> <p>(2) 交付金事業の収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付金<u>算定</u>事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。ただし、交付金<u>算定</u>事業により取得した財産があるときは、帳簿及び証拠書類の保存期間は、交付金<u>算定</u>事業の完了日の属する年度の終了後5年間又は第4号で定める期間のいずれか長い期間保存しなければならない。</p> <p>(3) 交付金<u>算定</u>事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない<u>こと</u>。</p> <p>(4) 取得財産のうち、規則第19条第1項第2号の規定により教育長が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等(この条において「取得財産等」という。)とし、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付</p>

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、教育長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(5)教育長は、市町村が取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>(6)交付金事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。</p>	<p>金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない<u>こと</u>。ただし、教育長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(5)教育長は、市町村が取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる<u>こと</u>。</p> <p>(6)交付金<u>算定</u>事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない<u>こと</u>。</p>
<p>(交付金の変更)</p> <p>第10条 市町村は、交付の決定を受けた交付金事業について、次に掲げるいずれかの重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ<u>変更交付申請書</u>(別記第3号様式)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)交付金の額の変更(交付金の額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(交付金の変更)</p> <p>第10条 市町村は、交付の決定を受けた交付金<u>算定</u>事業について、次に掲げるいずれかの重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による<u>変更交付申請書</u>を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1)交付金の額の変更(交付金の額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く)</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(交付金事業の実績報告等)</p> <p>第11条 市町村は、交付金事業の完了日から起算して30日を経過した日又は交付金事業の完了日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日(交付金事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日)までに</p>	<p>(交付金<u>算定</u>事業の実績報告等)</p> <p>第11条 市町村は、交付金<u>算定</u>事業の完了日から起算して30日を経過した日又は交付金<u>算定</u>事業の完了日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日(交付金<u>算定</u>事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれ</p>

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>実績報告書(別記第4号様式)等を教育長に提出しなければならない。</p> <p>(交付金事業の年度終了実績報告)</p> <p>第12条 交付金事業が複数年度にわたるときは、当該事業年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書(別記第5号様式)を教育長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 年度終了実績報告書により交付金事業の完了前に交付を受けようとする市町村は、教育長の指定する日までに事前協議しなければならない。</u></p> <p>(交付金の<u>支払</u>)</p> <p>第13条 交付金は、第11条 <u>又は前条第2項</u>の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に <u>支払うものとし、市町村は支払</u>請求書(別記第6号様式)を <u>支払いを受ける年度に</u>教育長に提出しなければならない。</p> <p>(遂行状況の報告等)</p> <p>第14条 教育長は、必要があると認めるときは、市町村に対し交付金事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第15条 市町村は、交付金事業の実施において物品等を調達するときは、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>第16条 略</p>	<p>か早い日)までに実績報告書(別記第4号様式)等を教育長に提出しなければならない。</p> <p>(交付金<u>算定</u>事業の年度終了実績報告)</p> <p>第12条 交付金<u>算定</u>事業が複数年度にわたるときは、当該事業年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書(別記第5号様式)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>(交付金の<u>請求</u>)</p> <p>第13条 交付金 <u>の支払を受けようとする市町村</u>は、第11条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に、請求書(別記第6号様式)を教育長に提出しなければならない。</p> <p>(遂行状況の報告等)</p> <p>第14条 教育長は、必要があると認めるときは、市町村に対し交付金<u>算定</u>事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第15条 市町村は、交付金<u>算定</u>事業の実施において物品等を調達するときは、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p>第16条 略</p>

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、<u>令和10年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</u></p> <p><u>この要綱は、令和7年9月19日から施行する。</u></p> <p>別表1 略</p> <p>別表2</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ア 略</p> <p>イ (ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ)光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備</p> <p>※<u>交付金</u>により整備したソーラーの発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力が発生した場合には、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は<u>交付金</u>により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(3)<u>交付</u>基準額</p> <p>ア 市町村立保育所及び認定こども園に係る<u>交付</u>基準額は次の表のとおりとする。国の補助対象となった事業については、総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)と基準額を比較し、低い方から国の補助金額を除いた額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、<u>令和6年3月21日</u>から施行する。</p> <p>別表1 略</p> <p>別表2</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ア 略</p> <p>イ (ア)～(イ) 略</p> <p>(ウ)光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備</p> <p>※<u>補助金</u>により整備したソーラーの発電設備により発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力が発生した場合には、買取制度の対象として差し支えないが、売電収入の用途は<u>補助金</u>により整備したソーラー発電設備等の維持管理、更新に係る経費に限るものとし、その収支については帳簿等において適切に管理を行うものとする。</p> <p>(エ) 略</p> <p>(3)<u>補助</u>基準額</p> <p>ア 市町村立保育所及び認定こども園に係る<u>補助</u>基準額は次の表のとおりとする。国の補助対象となった事業については、総事業費(土地造成費を除く。以下同じ。)と基準額を比較し、低い方から国の補助金額を除いた額とする。</p>

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新			旧		
(ア) 本体工事 単位：千円			(ア) 本体工事 単位：千円		
	<u>交付</u> 基準額			<u>補助</u> 基準額	
略	略		略	略	
注 実支出額と <u>交付</u> 基準額のうち低い額を基準額とすること。			注 実支出額と <u>補助</u> 基準額のうち低い額を基準額とすること。		
(イ) 解体撤去工事、仮設施設整備工事 単位：千円			(イ) 解体撤去工事、仮設施設整備工事 単位：千円		
	<u>交付</u> 基準額			<u>補助</u> 基準額	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事		解体撤去工事	仮設施設整備工事
略	略	略	略	略	略
(ウ) 略			(ウ) 略		
イ 略			イ 略		
(4) 交付金事業費の額 前記(1)で定める交付対象経費のうち、総事業費と前記(3)により積算した <u>交付</u> 基準額を比較し、低い方の額を交付金事業費の額とする。 ただし、国庫補助金の対象となった事業については、総事業費と基準額を比較し、低い方の額から国庫補助金額を除いた額を交付金事業費の額とする。			(4) 交付金 <u>算定対象</u> 事業費の額 前記(1)で定める交付対象経費のうち、総事業費と前記(3)により積算した <u>補助</u> 基準額を比較し、低い方の額を交付金 <u>算定対象</u> 事業費の額とする。 ただし、国庫補助金の対象となった事業については、総事業費と基準額を比較し、低い方の額から国庫補助金額を除いた額を交付金 <u>算定対象</u> 事業費の額とする。		

高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>別表3</p> <p>(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（<u>同</u>条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2)～(10) 略</p>	<p>別表3</p> <p>(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（<u>暴排条例第2</u>条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>(2)～(10) 略</p>